

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合

(2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第53条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平井伸治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

| 実施機関 | 開示請求 件数 | 処理状況 | | | | | | |
|-------------------------|------------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 請求拒否 | 取下げ | その他 |
| 知事（知事部局） | 16 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知事（企業局） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 17 | 8 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 59 | 0 | 58 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公立大学法人公立鳥取環 境大学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 92 | 22 | 69 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

| 実施機関 | 開示請求の件数 |
|----------|---------|
| 知事（知事部局） | 136 |
| 知事（企業局） | 0 |
| 教育委員会 | 2,697 |
| 警察本部長 | 90 |

| | |
|---------|-------|
| 人事委員会 | 271 |
| 病院事業管理者 | 43 |
| 合 計 | 3,237 |

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の 5 実施機関(知事(知事部局及び企業局)、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者)のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

請求なし

5 審査請求の件数及び処理状況

請求なし

6 個人情報は正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況

(1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

なお、提案の募集を 1 回行っている。(提案の募集期間に平成 30 年 4 月 1 日以降の日を含んでいる。)

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 41 条の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

| 請求件数 | 処理状況 | | | | | | |
|------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|
| | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 請求拒否 | 取下げ | 処理中 |
| 159 | 124 | 28 | 0 | 7 | 1 | 3 | 0 |

(注 1) 「公文書開示請求」とは、条例第 6 条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注 2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

| 実施機関 | 公文書開示請求 |
|----------|----------|
| 知事(知事部局) | 元気づくり総本部 |
| | 危機管理局 |
| | 総務部 |
| | 地域振興部 |
| | 観光交流局 |
| | 福祉保健部 |
| | 生活環境部 |
| | 商工労働部 |